

新型コロナ対策制度等相談会



お金がない!

経営の危機!

いつもらえるの?

コロナ禍を乗り切るための経済的補償は十分ではありませんが、今ある制度を出来る限り使いましょう!

どの制度が使えるのか、どんな書類をそろえればよいのか、申請の仕方など、お気軽に相談してください!

制度については裏面をご覧ください。

5月27日(水)
13時~20時
区役所本庁舎6階
第3・第4委員会室

▼「3密」を避けるため相談会は予約制で行います。

予約のお電話は、5月25日(月)10時~21時

Tel 03-5273-3551

日本共産党区議団のメンバーがお電話をお待ちしています。
※その他の時間帯でも、各区議にお気軽にご連絡ください。

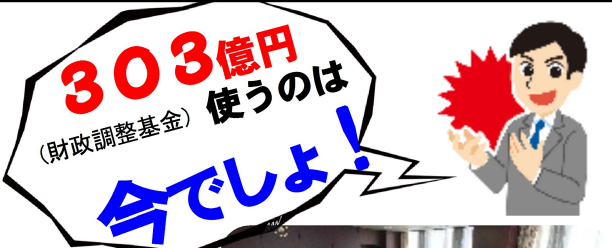


←区議団HPのQRコードです。
団の電話、メールはもちろん各区議の連絡先もご覧いただけます

区議会と行政が力を合わせコロナに立ち向かう時です

新宿区の感染確認数 389人(5/13時点)

新宿区の新型コロナウイルス感染確認数が300人を大きく超え、都道府県別で全国10位の京都府より多いという大変な事態になっています。コロナ禍で区民の暮らし・営業が大きな打撃を受けている時に、区議会と行政が知恵を出し合い、力を合わせて区民の命と生活を守る対策を行うことが求められています。



野党が共同で区長に申し入れ

あってはならない 議会軽視

臨時特例給付金など国のコロナ対策が国会で議論されている中、新宿区議会では補正予算の議論を行うため、議会運営委員会理事会を2回開催し、感染防止対策など臨時議会の準備を進めてきました。

ところが区長は、議会に相談なく4月27日、自身のフェイスブックで「月末に専決処分(首長が地方自治法の規定により議会での議決を経ずに決めること)という手続きを行わせていただきます。」などと一方的に投稿・発信したのです。

この事態に急遽、日本共産党など野党4会派(共産・社民・スタ新・ちい声)は、区長に対し投稿に至る経緯の説明と臨時議会を招集して補正予算の議論を行うよう申し入れを行いました。4月30日に専決処分が行われ、議員には当日夜に事後報告でした。このような行為は今後の議会との関係に禍根を残すことになりかねません。

臨時議会開き、より良い制度を!

野党5会派で区長に緊急要望

今回、補正予算で盛り込まれた店舗賃貸人(家主)への家賃補助制度は、日本共産党の要望してきたことが一歩前進する内容ではありますが、利用しづらいという声が多く、議論と改善が必要です。

また、今回の補正予算では区民生活に対する支援という視点が乏しいと言わざるを得ず、野党5会派(共産・民無ク・社民・スタ新・ちい声)は5月7日、区長に緊急要望書を提出し、①生活資金の支援②区立学校のオンライン学習実施とその条件整備③休校中の給食に代わる昼食提供④検査(PCR・抗体)と治療体制の充実⑤以上の施策の早期実現のための臨時議会招集、を求めました。



みんなの声で実現!

くらしや営業を守る制度を活用しましょう!
わからない時は、お気軽にご相談ください。



<相談会も行います。裏面をご覧ください。制度は5月13日時点の内容です>



生活費や住まいに関する相談

●緊急小口資金 特例貸付

20万円以内・返済期間2年以内・据置1年以内

●総合支援資金生活支援費

単身者：月15万円、2人以上：20万円以内、返済期間10年以内・据置1年以内(最大3ヶ月)
 ※返済免除の場合あり

連帯保証人不要・無利子

新宿区社会福祉協議会
03-5273-3546

●住居確保給付金

離職等で住居を失ったり、失う恐れのある方へ、家賃助成をします。離職だけでなく、**休業や仕事が減った方、学生も対象**

※原則3カ月(最長9カ月)

生活福祉課

生活支援相談窓口

03-5273-3853

●(東京都)中小企業従業員向け生活資金融資 03-5320-4653

融資額 特例100万円以内、無利子、3年または5年返済

徴収の猶予等

区民税の納付相談 (代) **03-3209-1111**

<各保険料の納付相談>

国民健康保険料 03-5273-4158

・前年比3割以上収入減で減免等有

介護保険料 03-5273-4273

後期高齢者医療保険料 03-5273-4562

国民年金保険料 03-5273-4338

新宿年金事務所 **03-5285-8611**

●生活保護

生活福祉課担当 **03-5273-4552**

特別定額給付金 一律10万円支給

・生活保護世帯にも支給(収入認定されない)

・家族等からの暴力で避難している人は、今居る所でもらえる

◆5/11~オンライン申請。申請書の郵送は5月下旬予定

特別定額給付金対策室

03-3200-6000

FAX: **03-5273-4366**

緊急経済対策における税制上の措置

●固定資産税・都市計画税の減免

2020年2~10月の任意の3ヶ月の売り上げが前年同期比で30~50%未満減は1/2、50%以上減は免除(ゼロ)

●税の徴収猶予

2020年2月1日~2021年1月31日納期限の地方税について、前年同期比概ね20%以上減収の場合、無担保・延滞金なしで1年間猶予

一感染防止のため一
各種手続きは
郵送や電話でできます!
《問い合わせ・相談先》
新宿区役所
代表 03-3209-1111

証明書発行手数料の免除

各種コロナに関する支援策の手続きに必要な下記の証明書の事務手数料が免除されます。

住民票の写し / 印鑑登録証明書

特別区民税・都民税課税/非課税証明書

特別区民税・都民税納税証明書

減収や営業に関する相談

●商工業緊急資金(特例・融資)(区)

一無利子・無担保一

貸付限度額500万円

貸付期間5年以内(据置6ヶ月以内)

※セーフティネット融資等と併用可

BIZ新宿・産業振興課 **03-3344-0702**

9:00~17:15

4/28から金融機関を窓口として申込み可

●雇用調整助成金(国)

解雇等を行わず、従業員に休業手当を支給する雇用主に、条件によって4/5または10割助成

従業員 8330円/日

個人事業主・フリーランス

4100円/日

ハローワーク新宿 **03-3200-8609**

改善の可能性あり!

●テイクアウト・宅配・移動販売助成(都)

新たにテイクアウト等を始める際の初期費用を助成 100万円(助成率4/5)

東京都中小企業振興公社 **03-5822-7232**

●店舗等家賃減額助成(区)

4月1日以降、コロナの影響で減収となっている店舗等の家賃を減額した賃貸人(家主)に対し、1物件につき5万円上限で5物件まで4~9月分を助成

店舗等家賃減額助成担当 **03-5273-3554**

●感染拡大防止協力金・理美容自主休業給付金(都)

休業・営業時間短縮の要請に協力したスナック・飲食店、古書店や、自主休業した理美容店へ給付(緊急事態宣言延長により追加給付あり)

第1期受付 4/22~6/15(追加分は未定)

感染拡大防止協力相談センター **03-5388-0567**

▼申込用紙は区役所1F、各出張所、BIZ、都税事務所

●持続化給付金(国)

中小企業・フリーランスで、ひと月の売上が前年同月比50%以上減の場合、法人200万円、個人100万円を上限に昨年1年間の売上からの減少1年分を給付

個人事業主 上限100万円、法人 上限200万円

給付額= 前年の総売上ー(前年同月比▲50%月の売上×12カ月分)

中小企業 金融・給付相談窓口 **0570-783183**

改善の可能性あり!

日本共産党

ご相談はお気軽にお寄せください。

各議員と区議団は、定例の法律・くらしの相談会を行っています。



雨宮たけひこ

左門町13仙丈ビル501
090-1544-5088



近藤 なつ子

戸山1-16-16-310
090-4849-3227



藤原 たけき

山吹町311 榎本荘1階
070-5371-5853



川村のりあき

西落合1-32-18
070-6510-8893



沢田 あゆみ

西早稲田2-19-1 共美ビル101
090-3088-9591



高月 まな

大久保1-3-3-402
080-5876-2337